

軽自動車検査協会事務所での手続の手順

事前準備

検査協会事務所の売店で必要書類を購入します。
登録申請書（1号様式）30円くらい
軽自動車税申告書 無料
希望ナンバーを申し込んでいる場合は希望番号予約済証を受け取ります

ステップ 1

標板返納窓口（ナンバープレート返納）

- ・神戸から大阪、なにわから和泉など管轄が変更になる場合
- ・同じ管轄での変更でナンバーも変更したい場合

ドライバーなど工具を使いナンバープレートを取り外し、標板返納窓口に返納します。
このとき書類に返納確認のスタンプを押してもらいます。

ステップ 2

登録窓口（書類の作成、申請、交付）

申請書類を作成します。書類記入台に書き方の見本がありますので参考にしてください。
不明な点は相談窓口でも教えてもらえます。
作成した書類をそろえて、登録窓口に備え付けてあるクリアファイルに入れて提出します。
書類に不足や記入漏れなどがあると名前を呼ばれますので、窓口の担当職員の指示に従ってください。
書類に不備がなければ新しい車検証が交付されます。
軽自動車税取得税申告書を税手続の窓口に提出します。

注 他都道府県からの転入の場合、以前の所有者の軽自動車税の課税を止める手続に
意 1000円程度の手数料がかかる場合があります。（地域によって扱いが異なります）

ステップ 3

標板交付窓口（ナンバープレート変更の場合のみ、新しいナンバープレート受け取り）

標板交付窓口にて新しいナンバープレートを購入してください。
ペイント式プレート1440円（大阪、京都、兵庫の場合）
希望ナンバーの場合は申し込み時に料金前払いなので、ここでは支払いの必要はありません。
ドライバーなどの工具でナンバープレートを取り付けます。

ステップ
4

所轄の警察署にて自動車保管場所届出申請（[保管場所届出義務等の適用地域](#)の場合）

検査協会での手続終了後、住所地の所轄の警察署に自動車保管場所届出申請をします。
詳しくは[車庫証明の手続き](#)を参照してください。

これで手続きは完了です。おつかれさまでした。

このあと、自賠責保険や任意保険の変更手続き、E T Cの再セットアップの手続きもお忘れなく。
E T Cセットアップについて <http://www.go-etc.jp/guide/guide04.html>